

船舶事故調査報告書

令和5年4月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月6日 13時14分ごろ
発生場所	広島県福山市当木島 ^{あてぎ} 北西方沖 横田港一文字防波堤西灯台から真方位250° 2.2海里（M） 付近 （概位 北緯34° 20.2′ 東経133° 14.9′）
事故の概要	プレジャーボート ^{かいゆう} 海友丸は、北西進中、また、プレジャーボート ^{しち} 七福星 ^{ふくせい} Ⅱは、漂流中、両船が衝突した。 海友丸は、船首船底部に擦過傷等を生じ、また、七福星Ⅱは、右舷船尾部外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	令和4年10月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 海友丸、3.4トン 260-44274 広島、個人所有 9.33m (Lr) × 2.54m × 0.89m、FRP ディーゼル機関、151kW、平成17年2月 B プレジャーボート 七福星Ⅱ、5トン未満 260-30108 広島、個人所有 6.88m (Lr) × 2.36m × 1.22m、FRP ガソリン機関（船外機）、103kW、平成4年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 45歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 令和3年11月5日 免許証交付日 令和3年12月16日 （令和8年12月15日まで有効） B 船長B 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年9月24日 免許証交付日 令和元年9月2日 （令和6年9月23日まで有効）
死傷者等	なし

損傷	<p>A 船首船底部外板に擦過傷、プロペラ及びプロペラ軸に曲損</p> <p>B 右舷船尾部外板に破口、船尾オーニングの脱落、機関に濡損（全損）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2.8m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で、令和4年8月6日07時30分ごろ広島県尾道市岩子島の係留地を出発し、愛媛県上島町高井神島沖、福山市横島沖で釣りを行った後、当木島北方沖に移動した。</p> <p>船長Aは、当木島北方沖での釣りを終えて帰港することとしたが、次回の釣りの参考として、森ノ瀬ノ州付近を經由してナブラ*1の発生状況を確認しながら帰港することとした。</p> <p>船長Aは、船橋内右舷側の椅子に腰を掛けて操船に当たり、0.5Mレンジとしたレーダーを作動させ、当木島北方沖の釣り場から約15ノットの対地速力で手動操舵によりA船を西進させた。</p> <p>船長Aは、当木島北北西方沖で、森ノ瀬ノ州に向け針路を北西方に向ける際、同島西方沖を航行していた2隻の水上オートバイの動きが気になり注意を向けていた。</p> <p>A船は、船長Aが、船首方に航行の支障となる船はいないものと思い、ナブラの発生状況を見ながら北西進中、13時14分ごろ、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、突然衝撃を感じ、A船の船尾方に転覆しているB船を見て、衝突に気付き、海上保安庁に通報した後、B船の船底に這い上がっていた船長BをA船に引き揚げた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時ごろ福山市千年港を出港し、08時ごろ本事故発生場所付近に到着し、船外機を停止した状態で漂泊しながら釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、衝突する約3分前に当木島北西方沖に北西進するA船を見たが、ふだんから、他船が漂泊中のB船を避けてくれたので、A船がB船を避けてくれるものと思い、釣りを続けていたところ、A船が約100mの距離になっても進路を変えずに向かってくるので、A船に向けて手を振りながら大声を出した。</p> <p>B船は、A船との距離が約50mの距離となったころ、船長Bが、船外機を始動してA船を避けようとしたが、A船と衝突して転覆した後沈没した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の船橋内 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、針路を森ノ瀬ノ州に向ける際、当木島西方沖を航行して</p>

*1「ナブラ」とは、海中の小型魚が大型魚に追われて海面に浮上して跳ねる状況をいう。

	<p>いた2隻の水上オートバイの動きに注意が向いて、船首方のB船を見落としていたので、船首方に航行の支障となる船はいないものと思った。</p> <p>船長Aは、針路を森ノ瀬ノ州に向けた後、船首方に船はいないものと思い、ナブラの発生状況に注意を向けていたので、B船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、日頃、視界の良いときはレーダーを活用した見張りを行っていなかった。</p> <p>船長A及び同乗者は、ウエストベルト型の膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、ベスト型の固型式救命胴衣を着用していたが、落水の衝撃で救命胴衣が脱落した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、当木島北西方沖を北西進中、船長Aが、船首方に航行の支障となる船はいないと思い、ナブラの発生状況に注意を向けながら航行を続けていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、針路を森ノ瀬ノ州に向ける際、当木島西方沖を航行していた2隻の水上オートバイの動きが気になり注意を向けていたことから、B船に気付かず、船首方に他船はいないものと思っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、当木島北西方沖で漂流中、船長Bが、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りをを行いながら漂流を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまでは漂流中のB船を他船が避けてくれていたことから、本事故当時、接近するA船を見たものの、漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りをを行いながら漂流を続けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、当木島北西方沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方に航行の支障となる船はいないと思い、ナブラの発生状況に注意を向けながら航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りをを行いながら漂流を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、レーダーを活用し、周囲に航行の支障となる船がないか確認しながら、航行すること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漂泊中、他船が自船を避けてくれると思わず、常時、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船に対し、余裕をもって注意喚起を行い、必要に応じて機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。・ ベスト型の固型式救命胴衣は、落水の衝撃で救命胴衣が脱落しないよう、ベルト等を確実に締めて着用すること。 |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

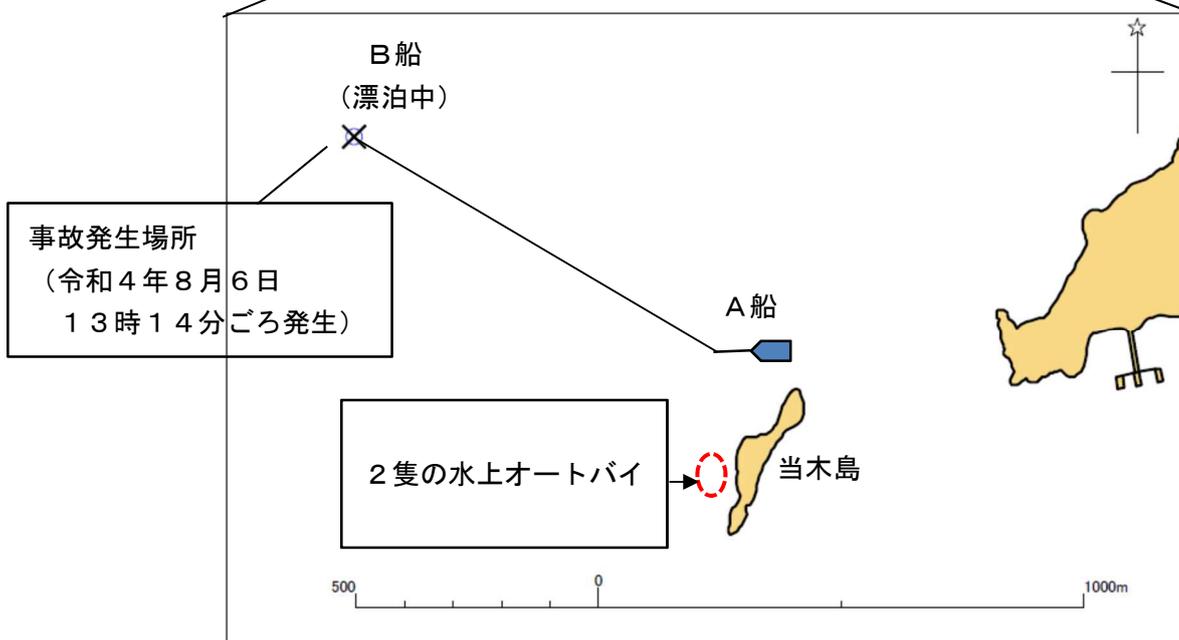
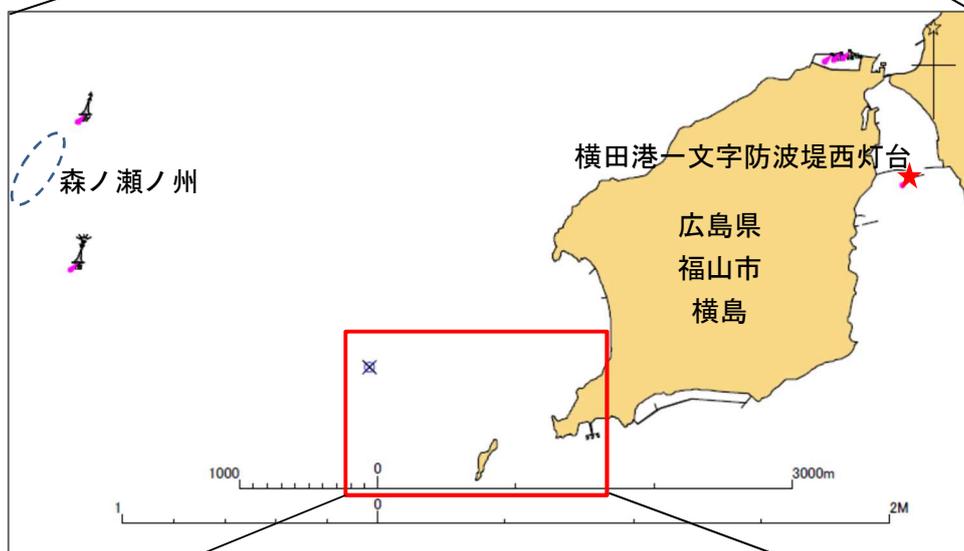


写真1 A船



写真2 A船の船橋内



レーダー